

**令和6年度 広島県海ごみ清掃活動等推進業務  
特記仕様書**

**1 業務委託名**

令和6年度広島県海ごみ清掃活動等推進業務

**2 実施期間**

契約締結の日～令和7年2月28日（金）

**3 業務の経緯と目的**

**(1) 経緯**

本県は、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指すため、令和3年6月に「2050輝くGREEN SEA瀬戸内ひろしま宣言」を行うとともに、目指す姿の実現に向けて、官民連携プラットフォーム「GREEN SEA瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（以下、「GSHIP」という。）」を設立し、参画会員等と連携・協働しながら、プラスチックごみの清掃・回収等に取り組んでいるところである。

**(2) 目的**

本業務は、本県における効果的な海ごみ流出防止対策を推進していくため、令和6年度に参画会員等が一堂に参加できる清掃イベントの実施や地域清掃活動とGSHIP参画会員のマッチングの仕組みを構築することを目的とする。

**4 業務内容**

**(1) 清掃活動の実施、参画会員とのマッチング**

ア GSHIP主催若しくは他団体の活動（環境省の海ごみゼロウィーク、海と日本PROJECT等）に併せた清掃活動の実施

**(ア) 実施要件**

次の項目を考慮した上で、清掃活動の企画、準備及び運営を行うこと。

- ・開催回数：1回以上
- ・開催時期：令和6年9～11月
  - ※県では、現在、秋の海ごみゼロウィークや環境月間等に併せて、県内全域での清掃活動強化期間の設定等（クリーンキャンペーン）を検討しており、こうしたキャンペーンの一環として本事業が実施できるよう、県と協議の上、準備、調整すること。
- ・開催場所：海岸、河川、市街地をフィールドに実施することとし、開催場所については、提案内容に含めること。
- ・対象者：GSHIP会員、県民
- ・参加人数：200名程度
  - ※GSHIP参画会員のほか、地域の公衆衛生活動リーダー等への参加を呼びかけるなど、県内の清掃活動の推進につながる取組として実施すること。

#### (イ) イベントの運営

- ・ イベントを開催するために必要な会場借上げ、会場設営、会場サイン、現地スタッフの手配、当日受付（欠席者への対応を含む）、進行管理、清掃活動で回収したごみの処理等開催に係る一切の業務を行うこと。なお、回収したごみの処理は関係市町が対応することを想定しているが、関係市町との調整は受託事業者が実施すること。
- ・ 参加者に対する安全・衛生管理に十分注意すること。  
※熱中症特約を含む傷害保険及び賠償保険へ加入すること。
- ・ イベント開催当日、円滑な進行管理が出来るよう必要な現地スタッフを配置すること。
- ・ 当日の集合場所及び交通案内（駐車場の状況）並びに集合場所と会場が異なる場合は連絡バス等の手配について提案内容に含めること。

#### (ウ) その他

- ・ 清掃活動後の交流会や環境学習等を企画、実施すること。
- ・ 必要に応じて、海ごみ流出防止啓発のためのグッズを作成し、配布すること。
- ・ 雨天時の対応について提案内容に含めること。

### イ 地域清掃と GSHIP 参画会員とのマッチング

#### (ア) 情報収集、取りまとめ

次の項目について、年3回以上情報収集し、取りまとめるとともに、県の海ごみ情報発信統一サイト\*に掲載可能なものについては一覧化した上で、申込希望の GSHIP 参画会員等と清掃活動団体のマッチングを実施すること。

- ・ 各地域で予定されている清掃活動の実施計画（※ボランティア等の参加が可能なもの）
- ・ 清掃活動の実績報告

\*海ごみ情報発信統一サイト（GSHIP サイト）

<https://gship.jp/cleanup/>

<https://gship.jp/cleanup/past/>

#### (イ) 情報発信、啓発活動

(ア) の情報については、GSHIP 会員だけでなく、広く県民にも清掃活動の情報を周知していくため、海ごみ情報発信統一サイトへの掲載以外の方法について、提案すること。

### (2) 報告書の作成

清掃活動の結果を踏まえ、気軽に多くの県民が清掃活動に参加するための今後の実施方法や課題、期待される効果、方策等についてとりまとめた報告書を作成すること。

## 5 とりまとめ及び成果品等

4について、次のとおり最終報告書を作成する。

区分	納入期限	仕様	部数
最終報告書	令和7年2月28日	・A4版、カラー両面刷 ・電子ファイル (Microsoft 社 Word、Excel 又は PowerPoint 形式)	1

納入場所：広島県環境県民局環境保全課

## 6 その他

- (1) 本業務で得た全ての成果品については、広島県に帰属するものとし、広島県の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 業務内容実施が困難と認められる場合の対応については、広島県と協議し決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、広島県と協議し決定するものとする。